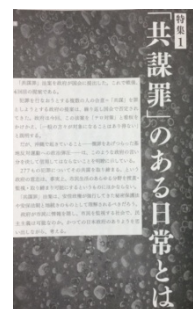


「共謀罪」のある日常とは



標題は雑誌『世界』5月号特集1テーマ。特集「案内」から。

「共謀罪」法案を政府が国会に提出した。これで戦後、4回目の提案である。犯罪を行なおうとする複数の人の合意＝「共謀」を罪としようとする政府の提案は、繰り返し国会で否定されてきた。政府は今回、この法案を「テロ対策」と看板をかけかえ、「一般の方々が対象になることはあり得ない」と説明する。だが、沖縄で起きていること―微罪をあげつらった基地反対運動への政治弾圧―は、このような政府の言い分を決して信用してはならないことを明瞭に示している。

277もの犯罪についてその共謀を取り締まる、という政府の意志は、事実上、市民生活のあらゆる分野を捜査・監視・取り締まり可能にするというものにはほかならない。

「共謀罪」法案は、安倍政権が強行してきた秘密保護法や安保法制と地続きのものとして理解されるべきだろう。政府が市民に情報を隠し、市民を監視する社会で、民主主義は可能なのか。かつての日本政府のありようを思い出しながら、考える。

共謀罪のある日常として、次の3つの事例が。

事例①大学のサークルでチラシを作成。雑誌に載っていた写真やイラストを使おうと計画しただけで共謀罪？ **！**現在の政府の案では著作権侵害も対象犯罪となっており、中止した場合にも処罰の対象となる可能性があります。

事例②もしも基地建設反対の座り込みに行くために航空券の手配・購入をしたら、共謀罪によって逮捕されてしまうことも？ **！**実際に行動を起こした本人はもちろん、ネットワークを使ってそれに賛同したと見なされた人も、処罰される可能性があります。

事例③痴漢冤罪の現場に遭遇。目撃したままを法廷で話そうとしただけなのに、なぜか偽証罪の共謀を疑われて、逮捕されることも？ **！**捜査機関が考える真実を話さない場合、偽証罪の共謀で罪に問われる可能性があります。

さいごに―共謀罪の成立は、政府側から見れば自分たちの不都合な情報や活動を取り締まる強力な武器を手にしたことを意味する。市民活動の自由を大幅に制限しかねない状況の中、強大な捜査権限を認めてしまってよいのだろうか。公権力は、それほどに信頼に足る存在か。そのことが、いま、問われている。

(2017年4月19日)